

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号赤坂室町ビル  
氏名 株式会社東京クリアセンター  
代表取締役 熊木 浩

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 5月28日

許可の有効年月日 令和 7年 5月27日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）

② 廃酸（pH2.0以下のもの）

③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）

④ 感染性産業廃棄物

(以上4種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

① 廃酸（pH2.0以下のもの）（廃バッテリーに限る。）

② 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（廃バッテリーに限る。）

③ 感染性産業廃棄物

(以上3種類)

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

積替え保管面積：4,057.05m<sup>2</sup> 最大保管高さ：1.48m

| 産業廃棄物の種類                                              | 保管量                               |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)<br>(いずれも廃バッテリーに限る。) | パレット2枚 : 1.44m <sup>3</sup>       |
| 感染性産業廃棄物                                              | プラスチック容器105個 : 2.10m <sup>3</sup> |
|                                                       | 保管量合計 : 3.54m <sup>3</sup>        |

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成13年 5月28日 新規許可

平成30年 5月28日 更新許可 第3回

平成31年 2月26日 変更届 積替え保管施設所在地表記の変更

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

本証明書の写しは情報公開  
用のものであり、その他の  
目的による利用は禁じる。  
株式会社  
東京クリアセンター

